

# 第6回研究推進委員会

平成29年10月3日（火）

原子力規制委員会

平成29年度放射線対策委託費（放射線安全規制研究戦略的推進事業費）

第6回研究推進委員会議事録

1. 日 時 平成29年10月3日（火）10：00～11：12

2. 場 所 原子力規制委員会 13階D・E会議室

3. 出席者

原子力規制委員会 担当委員

伴 信彦 原子力規制委員会委員

外部有識者（五十音順）

石川 徹夫 福島県立医科大学 教授

高橋 知之 京都大学原子炉実験所 准教授

中村 吉秀 日本アイソトープ協会 シニアアドバイザー

古田 定昭 株式会社ペスコ 中部事業所長

原子力規制庁職員

佐藤 暁 放射線防護企画課 課長

武山 松次 監視情報課 課長

西田 亮三 放射線規制部門 安全規制管理官

寺谷 俊康 放射防護企画課 企画調査官

佐藤 直己 放射線防護企画課 課長補佐

大町 康 放射線防護企画課 課長補佐

一瀬 昌嗣 放射線防護企画課 企画調査係長

本間 俊充 放射線防護企画課 放射線防護技術調整官

中村 尚司 放射線規制部門 技術参与

4. 議 題

(1) 第5回研究推進委員会における主な議論について

(2) 平成30年度の重点テーマ案について

## 5. 配布資料

- 資料 1 第 5 回研究推進委員会における主な議論について
- 資料 2 平成 30 年度の重点テーマ案について（案）
- 参考資料 1 第 5 回研究推進委員会 議事録
- 参考資料 2 平成30年度の放射線安全規制研究推進事業の開始に向けた進め方について  
（第5回研究推進委員会（平成29年9月12日）資料 2）

### 議事

○伴委員 定刻となりましたので、ただいまより第6回の研究推進委員会を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

では最初に、事務局から資料の確認をお願いします。

○寺谷企画調査官 放射線防護企画課調査官の寺谷から説明します。

まず議事次第、御覧いただきますと、配付資料のところに資料1、資料2、参考資料1、参考資料2とありまして、全部で4種類の資料を今日は御用意しております。資料1としましては、パワーポイント横紙でして、およそ5枚ほどありまして、第5回研究推進委員会における主な議論についてという資料、資料については2枚、平成30年度重点テーマについてというもの。それから参考資料1としまして、前回9月12日の研究推進委員会の議事録、参考資料2としまして、9月12日にお配りしました平成30年度放射線安全研究推進事業の開始に向けた進め方についてという、計四つの資料でございます。

資料は以上でございます。足りないところ、重複等ありましたらお申しつけください。

○伴委員 よろしいでしょうか。本日は二つの議題を予定しております。最初に前回の主な議論について確認をいたします。その後で来年度の重要テーマ案について議論したいと思っております。

では最初の議題ですが、資料1について、事務局より説明をお願いします。

○寺谷企画調査官 では資料1に基づきまして、第5回研究推進委員会における主な議論についてという資料を見て説明してまいります。1枚おめくりくださいませ。

まず目次としまして、今回は前回の議論を本事業対象について、それから提案テーマに関する主な議論についてと、二つに分けて整理しております。

3ページを御覧ください。本事業の対象についてです。各委員からいただいたコメント

をもとに整理させていただいております。まず大きく四つありまして、RI法や炉規法に関する法律や原災法といった法体系に関する規制施策に研究成果が直結するものが基本的な対象になるだろう。これは本事業対象の基本的な対象として、まず伴委員から御発言いただいております。

そのほか、じゃあそれ以外のものはどうなのかというところなんですが、上記以外の規制等施策（医療法等）に関する研究については、RI法との規制施策と接点を持つことについては対象にするということです。また境界領域、重なり合う領域においても、RI法が関係するところであれば、むしろリードすべきではないかということは、中村委員から御発言いただきました。さらにその周辺の領域となります基盤的な研究についてのコメントは次のところです。

規制施策に直結しないような基盤的な研究についても排除はしません。ただし、長期的な観点から何らかの規制につながるかどうか、ほかの研究事業でカバーできるか、それはしないことになれば、そもそもその研究分野自体はなくなってしまうかといった観点から、個別に検討すべきではないかと本間委員から発言いただいております。

それからやはり東電福島第一原発事故に関するものをどうするかという議論もありました。ここではこれは重要ですし、無関係ではないだろう。ただし、ほかの研究事業でカバーされているものは積極的な対象ではないだろうということ、伴委員から発言いただいております。これは前回の資料にありました環境省の研究事業の中でカバーされているということ踏まえての発言と考えております。

またそのほか、じゃあここでは対象について話をしたけれども、対象以外どうするかということについては、前回二つのネットワーク事業から収集した研究ニーズについては、放射線審議会関係省庁連絡会を通じて関係省庁に展開し情報共有していくとされています。また重要であることはよくわかったけど、本事業になじまないものは関係省庁で連携して、どうにかどこかで何かやれるようにしていこう、このような風に整理をしたところがございます。

1枚おめくりください。ここは具体的な提案テーマに関する議論についてまとめたものです。全部で六つ、6ページにわたっております。全体の構成としましては、一つ一つのテーマにつきまして、大きなくくりにつきまして行政側のスタンスや、それからニーズなどをまず整理した後に、委員の先生からいただいた御発言をまとめております。

まず4ページです。「生物影響、低線量影響研究」についてです。これはまず伴委員か

ら発言いただきましたように、生物影響、低線量影響に関する基礎研究は重要である。ただ規制に直結するか、という観点からは積極的に扱うのは難しかろうということです。また、実際にネットワーク、神田先生からプレゼンされた資料には、不溶性セシウムの話が出ていましたように、こちらについて言及があったので、こちらにまとめさせていただいております。

この不溶性セシウム粒子に関する研究というのは、環境省の研究費でも取り組まれていますよということ。ただこれは非常に石川先生、篠原先生、それから古田委員、伴委員からも発言いただいていますけども、まず現在の知見で放出された量というのは、全体として多くないものの、量的なものについては今後の検討が必要であるというような発言もいただきました。また古田委員からは、割合はそれこそあるのであれば、力を入れるべきであろうということ。伴委員からそれも踏まえて重要性はあるだろうけども、問題の範囲をしっかりと把握した上で適切に取り組むべきであろうという発言をいただいております。

また、より生物影響、それから体、人の影響に近いところとしましては、小児甲状腺がんの研究については、個人ごとの甲状腺線量評価の評価は容易でないことや、患者の心のケアなども含めて、慎重に取り組むべきものである。これも重要性はあるし慎重に取り組むべきものであろうというところを発言いただいたと理解しております。

では5ページ、御覧ください。こちら「放射線安全利用」、「廃棄物管理及び安全作業に関する研究」というくくりにしました。そこはまず西田安全規制管理官から、行政側の考え方を示しています。科学的知見の創出からそれらの規制への反映、社会実装まで全体的に戦略的に取り組む研究が必要とされていると、まず重要性があって、これを戦略的に取り組むべきだという御発言をいただいております。

ここからは合理性、合理的にするにはどうしたらいいかという議論が多くなされたと認識しております。中村委員からは、空気中の放射性濃度や排気中の放射性濃度設定における飛散率というのは、過去の検討においてたくさんある取扱の条件の中で一番安全となる、例えば1/100というのが採用されたものです。これは実際極めて保守的であり合理的ではないところがあるだろうという発言をいただいております。

篠原先生からは、この後さらに具体的にどうやってやるかという話に近づいてきていまして、飛散率の研究というのは、医療の場合は対象核種を限定できるので制度設計しやすかろうということ。一方理学研究ではさまざまな核種が対象となるので、一律に規制するのは困難であり、制度設計が複雑になるという御発言をいただいております。

中村委員からは、過去の審議会では獣医核医学検査後の退出基準については利用できるデータが限られていたので、核種と動物種を限定して審議しました。現在までのデータの蓄積が進んでおり、ほかの核種や動物種についても検討すべきであろう、このような、これも放射線審議会でもいろいろな議論がありましたけれども、こういうことをより研究を進めるべきだろうという発言もいただいております。

最後に伴委員からまとめていただきまして、飛散率に関する測定データがどれだけそろっているのか、必要な測定データは何か、データ規制への落とし込みなど、まず問題の所在を明らかにするところから着手するのがよいのではという発言をいただいております。

ではおめくりください。6ページです。こちらは「原子力・放射線事故対応」としてくくらせていただきました。まずこちらが原子力規制庁の防護企画課長であります佐藤企画課長から発言しまして、行政の観点からは事故時の実践的な避難退域時検査、これはスクリーニングと言われるものの一部になりますが、の現場における運用に直結するものが必要である。例えば自動車や愛玩動物が除染できない場合の対応につながる研究が挙げられるということです。これは毎年行っております原子力総合防災訓練などでも課題になる場所ですから、我々が日ごろの行政運用をやっている上での得られた行政ニーズを示したところがございます。

さらに伴委員がスタンスを示しておきまして、原子力規制庁においては、原子力災害対策指針に基づく事故等への対応において未整備な部分を明確化し、さらに充実しているところ。指針に基づく実践的な事故対応を最適化するためのテーマは積極的な対象となり得るという発言をいただきましたところ。す。

さらにここまでは原子力災害の話をしてしまいましたが、じゃあ原子力災害以外にはどうなるかというところ、議論がありました。原子力規制庁自体は、原子力災害対策指針と原子力災害に関するものを所管していますけれども、それ以外にもどうするかということです。ここではRNテロといった原子力災害でないものも対象にはなり得るだろう。例えばRNテロが発生すると、原子力規制庁は多人数の方々の放射能汚染の測定に携わることになります。このときどれだけの人数を処理できるのか、どのような方法で行うかといった点は、研究テーマになり得るということです。ここには書いておりませんが、放射線医学総合研究所もあらゆるRNテロであっても対応が必要になりますから、彼らがちゃんと作業できるようなことを整えておくべきであろうというようなことも発言したところ。す。

さらに、どうしてもこの辺りのところは、そもそも全体像が見えていないところもあり

ますので、私のほうから発言させていただきまして、緊急性が明らかでないものについてはネットワーク事業を活用して専門家において整理していただいて、着手すべきことを明確化すべきであろうという発言をしたところでございます。

次のページ、御覧ください。7ページです。こちらは「放射線測定と線量評価」ということになります。こちらについてはまた行政のほうから御発言させていただきまして、まず本間委員、佐藤課長から発言しました。これはSPPEDIを意識している発言ですけれども、原子力規制委員会は、原子力災害時の防護対策の意思決定にはモニタリングを用い、拡散計算は用いないというふうにしている。ただ他方、拡散計算は事前準備のためのツールとしては有効であろうということですから、このような整理はしっかり踏まえていただきたいということを御発言したところです。

また監視情報課長であります武山課長、それから伴委員からの発言としましては、原子力規制委員会では環境モニタリング及び個人線量測定の品質保証の検討を進めております。モニタリングの現地校正や個人線量の測定サービスに関する適合性認定制度等、枠組みづくりについては既に取り組んでいる。これは現在動いている検討会や課内での取組を御紹介いただいたところですので、この辺りを踏まえて、研究要素あるのであればということだと思います。

また、さらに武山監視情報課長から御発言いただきまして、将来的には内部被ばくの線量測定の品質保証は原子力規制委員会の検討対象となり得ます。ISOを初めとするどのような規格が的確なのか調査をすることは大事でありますということで、これも行政ニーズを示したところです。

一方現在話題になりつつありますICRU・ICRPの報告書についての言及もありました。実用量概念の変更に関するICRU・ICRP報告ドラフトがそのまま勧告された場合、線量測定メーカーが影響を受けると考えられる。ただ既に報告書ドラフトが公表されているものの、研究テーマとしては取り組みにくいという発言を中村委員、伴委員からいただいています。こちらの発言は基礎的なこのドラフト、報告書に関わるようなことの基礎的な研究、開発的な研究ということは、もはや、あまりもうそういう研究する要素はないであろうという発言かと思われます。他方このものが世の中にどのような影響を及ぼすかといった調査については、またこれも一つあるのかと思います。

次のページおめくりください。「環境放射線と放射性廃棄物」というくくりでございませう。これは西田安全規制管理官から御発言いただきまして、このようにまとめております。

RI法による廃棄物が炉規法の埋設処分場に埋められるように検討が進んでいる。将来、あわせて規制の合理化が見込まれる医療法等に関係する短半減期核種の廃棄物のクリアランスは、RI施策にとっても重要な意味があるということです。これは先日の放射線審議会において厚生労働省から現在の取組を御紹介していただきました。このときにも似たような発言はありまして、法体系同士をどう整合性をとっていくか、連携していくかということもあるし、そもそもクリアランスをどうすればいいかという検討も必要であろうということとは、厚生労働省も認識しているところでございます。

続きまして佐藤放射線防護企画課長、それから同課の補佐から発言がありまして、処分施設周辺環境の安全確保というのは環境省が自ら所掌としてさまざまな対応は進められており、データの蓄積や実証実験、法令、ガイドライン等を踏まえ、より科学的なところから政策につなげるところに、包括的なところについて整理がされておいて、考え方の明確化がなされています。ですからこの環境放射線や放射線廃棄物の研究室では、この辺をよく見た上でやっていく必要があるだろうという発言がありました。

それからクリアランスについて本間委員、高橋委員から発言がありまして、クリアランス、特に表面クリアランスや条件付クリアランスについては、IAEAの安全基準のドラフトを作成する段階です。将来的に日本の規制に取り入れるか、どのように取り入れるかという観点から調査を進めていくという姿勢が重要です。一方で、研究を行う場合はどのような点を深掘りするか明確にする必要があるという発言です。こちらは国際的な状況をよく踏まえた上でやりましょうということです。

では次のページを御覧ください。最後のページになります。「放射線教育・リスクコミュニケーション」、「人材育成、緊急時対応、その他」についてと大きくまとめております。この辺り放射線教育やリスクコミュニケーションについてというのは、これも継続的に取り組むべき種類である基盤研究であるというものです。必要性は一定程度あるだろう。他方基盤研究として私たちはこの研究事業をどこまで広げるか、安全規制に役立つものなのか、本事業で採択しないと分野ごとなくなってしまうから、最初にも申し上げたことですが、この辺りの視点において取り扱うべきであろうということをお本間委員、伴委員から発言いただいたのを、このようにまとめているところでございます。

以上、資料1としまして前回いただいた議論を皆様方からの御発言を整理しているという形式において、おまとめさせていただいたものでございます。

以上です。



○伴委員 ありがとうございます。本来ならばこういう議論はこの事業をスタートする前にというか、スタート段階でしっかりやっておくべきだったんですけども、事業自体が今年度の途中からということがありましたので、まずは実際に研究テーマを選定して、予算を配分するところを優先した関係で、この間、前回の会合で改めて議論をしたという経緯がございます。その意味でこの内容は今後この事業を実施していく、展開していく上でのベースになると思いますので、ちょっと今時間をかけて丁寧に説明をしていただきました。

資料そのものは委員の先生には事前に目を通していただいていますけれども、改めて御意見等をいただきたいと思います。まず3ページの本事業の対象、要はスコープとしてこういう範囲のものを考えていきたいということなんですけれども、この点についていかがでしょうか。どなたからでも御意見をいただければと思いますが。中村先生、どうぞ。

○中村シニアアドバイザー 前回も発言した点なんですけど、諸外国と比較するということはあれかもしれませんが、RIに関する法律がいろいろなものが、簡単に言うと障害防止法と医療法、あるいは輸送するときにはと、入り乱れておりますので、まさにここに書いてありますように、はざまと申しますか、どちらにも関与するとか、下手するとどちらも関与していないのがあるんじゃないのかと、そういった点を特に今回いい機会ですから、中心的に研究が進められるといいな。それを具体的に出てきたときにはそのつなぎをどうしていくかというのが重要なことかなというふうに感じております。

○伴委員 確かにいろんな規制体系のはざまに落ちてしまうような問題です。それでお互いが譲り合ってしまったようなものを積極的に多分拾っていくべきであろうという趣旨と、あとやはり新しい技術が出てきて、それが既存の枠組みの中に入り切らない場合にも同じようなことが起こるかと思っておりますので、そういったものもしっかり拾っていく必要はあると思います。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○本間放射線防護技術調整官 今の最初に伴委員のほうから、こういう議論は昨年度始める前にやっておくべき話で、昨年重点テーマを決めてスタートしたというのはそういう経緯があるのでというお話ありましたが、私規制庁側の専門家の一人としての委員ということで参加させていただいているというふうに理解しているんですが、この公募というか委託費を使った事業に、応募する側の研究者の視点から、ここの今の対象というのは非常に重要だと思うんですけども、今日の議論、多分前回お話しされた予定からいって、次の資料で来年度の重点テーマをどうするかというのは、それはそれでいいと思うんです

が、そういう意味で、この資料の後半の提案の議論を収束させて、来年度の重点テーマと。

ここの対象に関しては、幾つかこの主な議論についての資料は、あくまでも御意見を羅列したわけで、ジャッジが入っているわけではないですから、そのジャッジをどういうふうにまとめるのだということ応募する側の人は当然気になるわけで、それを今議論しているわけですが、このはざまとかオーバーラップという領域の問題と、もう一つ前回私が最後に発言した基盤的なものと、つまり排除しないけれどもちゃんと取ります、考へに入れますというのは、基本的にはこう考えてよろしいのでしょうか。来年度の重点テーマとこの事業の目的を書いた文書が規制委員会から出される。それを読んだ研究者が応募するんだけど、実際には採択のプロセスがあるわけで、その中で基本的には、はざまの領域のものなんだけれどもすくい上げますとか、基盤的なものであるんだけど、それは対象としては継続すべきだから取り上げますよというジャッジは多分その採択のところなんです、応募される説明資料の中に、ある程度そういう輪郭がきちっと示されるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○伴委員 ここは事務局、いかがでしょうか。

○寺谷企画調査官 はい。そのように考えております。

まさに結局今議論していることというのは重点テーマを選ぶことにもつながるし、ただ重点テーマというのは、あくまでも今年も実績がありますけども、要は選択して集中するところを示しているところであって、それ以外のものを拾っていないわけではないです。ですから、去年も実は、はざま領域に落ちそうなものは幾つか拾ったりもしていますので、今の議論では重点テーマと実際採択するプロセス、両方に関係をしてくるのは間違いなくて、そのためには当然公募要項にも一定程度この考え方をしっかり書いていくことになります。

あとはその中では今、この考え方を示した上でおっしゃるとおりで採択する過程の中でそのはざまにあるものや基盤なども拾っていく。また今回重点テーマ案というのは、この後また議論していただくこととなりますが、去年度もやりましたし、昨年度に引き続き安全規制のところというのは入ってきます。安全規制の合理的なところというのは、これはある種はざまに入っている要求も多々あると思っていますので、そういう意味での打ち返しもある。

話をまとめると、とにかく重点テーマにもつながるし、採択するプロセスにもつながるし、その採択するプロセスの中で特に基盤的なところをどうするかというのは見ていくこ

とになるであろう。

これはあともう1個、3ページの資料の一番下にありますように、そもそも本当にもう基盤中の基盤のものというのは、それこそ文科省の振興費の中でやるべきでしょうから、そういうものについては、この関係省庁の連絡会でしっかり言った上で文部科学省のほうに言った上で、さらに彼らの持つ科学技術計画とか、そっち側のほうにしっかり織り込んでいってもらいたいというのも重要なかもしれないと思います。その幾つかの出口があると認識しています。

○伴委員 今日資料の中に、次年度の募集要項とありますが、応募要領というものは含まれていないんですけれども、前回と今日の議論で方向性を決めて、それをベースに事務局がつくっていくということになると思います。大事なことはやはりこちらが求めているものと応募される研究者側が提供できるものがきっちり合うことだと思いますので、せっかく応募して下さったんだけれども、その意思疎通がうまくいっていないがために、内容としてはいいんだけど、結局とることができないというようなことが起きないようにしたいということが前提であって、ただあまりにもそのところをクリアにしようと思って限定してしまうと、我々が想定していないような、思いがけないテーマをあらかじめ排除してしまう可能性もありますので、その辺を考えつつ、こんな形で今議論しているということになるかと思います。

ほか、御意見ございますか。よろしいですか。そうしましたらこの3ページの本事業の対象とありますが、狙うところとしてはこういう方向性で考えていきたいんですけれども、次の4ページ目以降、前回具体的なテーマを二つのネットワーク事業のほうから提案していただきました。それをベースにこういった分野はどうなのか、ニーズが高いのか、あるいはこれは我々の事業では拾いにくいのかということ、かなり細かく見ていったんですけれども、これについて改めて御意見をいただけますか。あるいはこれはこういう趣旨ではないということがあれば、そういう御指摘もいただければと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○中村シニアアドバイザー 5ページのところの具体的な管理の方法の点なんですが、ここで内容はこれで結構です。特に修正する必要はないんですけれども、空気中濃度あるいは排水の問題というのは、これは一つのtypicalなものでございまして、要はちょっと申し上げたい、これニュアンスなんですけども、実際の規制の中には、実際に使っているときの測定とか、いろんな管理があるんですけど、そのほかに事前に届け出をして、それに

よって使用する量を決めていくという、この規制の二つがございまして、そのときの方法なんです、全体で見直すというか、新しい知見があれば取り入れるべきかなということ、その大きな一つのものとして象徴的なのが排水・排気と、こういうニュアンスだというふうに受け取っていただければよろしいかなと考えております。

○伴委員 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

この5ページの具体的な放射線安全管理に関する問題というのは、潜在的にいろいろなことがあると思うんですけれども、常に利用者側、あるいは管理者側から今の規制は厳し過ぎるとか、あるいはもっと合理的なということと言われるんですけれども、じゃあ具体的にどうすればいいのかということになると、そこでどうもうまくいかないということが今まで多かったかと思います。だからやはりそれがなぜなのかというところは、改めて振り返る必要があるのかなと。その上で解決できることがあるならば、それに向かってやっていくという視点が必要なんだと思います。いかがですか。西田さん、何かありますか。

○西田安全規制管理官 今の御指摘の点につきましては、重要だと思っております、まさに科学的知見を蓄積する部分と、それを実際の施設なり事業所内においてどう担保、あるいは実行していくかという部分もあろうかと思っておりますので、そういったところも我々としてはよく考えながら、必要な検討していきたいと考えております。

○中村シニアアドバイザー まさにそうございまして、今回の大きなテーマとして安全を守るのは使用者自らであるとか、責任であるとか、これ以下ならばいいだろうという、そういうんじゃなくて、安全を守るそういったカルチャーの醸成ということが前提になってくると大きく変わってくると思いますので、そこら辺の基礎研究というものを始めるべきかなと、そういうことございまして。よろしく願いいたします。

○伴委員 安全の一義的責任は利用者側にあるのだと、それが基本なんですけれども、その点について何かできることがありますか。

○中村シニアアドバイザー 恐らく障害防止法のできる前から、いわゆる法体系に対してどうしていこうかということの、まず安全という形に対して事業者、特に規制検討のほうで出てきましたのはトップ、そこら辺から守ろうと。全体的に学会とか、そういうのが中心になって構成は守られるべき。恐らくもうここまで来て、安全はどうだっていいんだ。基準さえ守っていればいいんだという考えは、ほとんど薄らいできていますと私は認識しておりますので、まさにそれが特に障害防止法ができてから30年、40年、だんだんとそういうふうな方向転換していけるときじゃないかなというふうに感じております。

○伴委員 法令にも、結局トップの責任というものがRI法でも明記されることになりましたので、もしその実効性を高めるための何か研究的な取組ということが成立するのであれば、そういったことも当然対象にはなり得るかなとは思いますが、他にございますか。どうぞ。

○寺谷企画調査官 今のところで少しだけ補足しますと、恐らくどうしても行政手法にはいろいろあると思うんですけども、規制的手法をしていると多分限界があって、規制的手法だけで言えば、規制を最低限クリアすればいいということになってきます。ですから恐らくそこにプラス評価とかそれからインセンティブづけとか、それから見える可視化とか管理競争とか、多分いろいろそういう、いわゆる一般の市場原理は効かない。他方規制でやるだけけれども、そこをどうやって成長させるかというのは、多分ほかの業種にもいろいろそういうテクニックはあるので、きっとそういうのをうまく調査しながらやっていくといいんじゃないかなと思うんです。どうしてもトップのほうでも大事ですし、私も、もともと放対課にいたので検討に加わっていましたが、精神論だけではどうしても動かないところがあると思うので、その辺を工夫していくときっといいんじゃないかなというふうに考えていますけど。

○古田中部事務所長 事故の大変さというのは、事業者自らがきちっと理解しなきゃいけないと思います。事故の水平展開というのは非常によくされていると思います。ただ事故を起こした当事者がどれだけ大変であったかという、そういった観点からの水平展開が、私は必要じゃないかなと思います。

といいますのは、手を抜くといったことは意識はしていないんですけども、合理的な方向へ方向へと進む傾向がありますから、近道をしたがるんです。そうしたときにじゃあそこで何か失敗をしたら、あとそれ以上の作業が待っているんだというような、一旦事故を起こしたら、その対応のためにどれだけ時間がとられて、どれだけ大変かといったような、やはりそういうことをしっかりと自覚すれば、気軽に変なことはできないんですよ。だから近道するとこれだけ損だよというような、事故を起こした側のどれだけ大変であったかというような、そういった水平展開といいますか、そういった情報があると、身をしみてそういうのがわかれば、事故は減ると思います。

以上です。

○伴委員 今の議論の中で出てきたことというのが、どうしてもこういうふうに個別テーマに近い議論をすると、技術的な事柄が挙がってくるんですけども、それだけではなく

て、本当に仕組みですとかマネジメントですとか、そういう形で安全に資するものであれば、それも幅広く対象にはなり得るということかと思えます。

ほかいかがでしょうか。特定のテーマに関わることでも結構ですけども。これが抜けているとか、あるいはこの考えはおかしいんじゃないかというのはありませんか。どうぞ。  
○古田中部事務所長 6ページの内容でもよろしいですか。RNテロについてなんですけども、この辺のほかの省庁との仕切りがやはりよくわからないようなところがあると思えます。それに規制庁は測定に携わることになるというふうに書かれていますが、それだけじゃないような気がします。まずRNテロかどうかという判断が、これ非常に難しいところでして、じゃあ警察なりそういうところですぐ判断がつくかとか、そのためには規制庁としてどういったことが提案できるかとか、この辺はかなり奥が深いと思えますので、他人任せという言い方はおかしいんですけども、やはり出番は多いかなというふうに感じました。

それからクリアランスのところ、8ページですか、クリアランスとか、排気・排出も一種のクリアランスなんですけども、そういったところで環境中のそういった放射性物質の挙動で、もし万が一濃縮のような作用が働いたときにどうするかとか、そういった情報がどこまであるかどうか、そういったところというのは核種はいっぱいありますから、かなりこの辺というのはテーマとしてはいっぱいあるような気がします。

以上です。

○伴委員 今のクリアランス、だから環境中の濃縮があるんだったら、そう単純ではないのではないかということなんですけども、その辺りいかがでしょうか、高橋先生、あるいは石川先生。

○高橋准教授 クリアランスに関わらず、廃棄物につきましては恐らくそういう観点もあろうかと思えます。そうしますとその際に、もしそういう研究をしたらば、それがどのように規制に反映されるかという部分の観点が必要かと思えます。確かに基礎研究としてはそういうこともいろいろなされているかと思うんですが、例えばそういう部分を集めてこういうふうな反映していくというのが一つになろうかと思えますし、その部分からということもなろうかと思えますので、その辺りも、その問題意識をどのようにここにつなげていくかという部分が、もしここにそれぞれ上がってきたら重要じゃないかなというふうに考えます。

○伴委員 石川先生は、特にありませんか。

○石川教授 今のところとは違う観点なんですけども、議論の③のところの上に書いてあ

るところです。スクリーニングの運用に直結するものが必要、この辺りは確かにそうかなというふうに思っております、今原子力災害対策指針でOILの設定値が、たしか今β線で4万CPMと、1カ月後に1万3,000CPMとあると思うんですけれども、これは核種の組成によって設定値が変わり得るというようなこともたしか指針に書いてあったかと思えます。そういったことを核種の組成によってどれぐらいOILを変えるべきなのかとか、そういった研究も必要なんじゃないかというふうに考えております。

○伴委員 ありがとうございます。あと先ほどちょっと御発言になったRNテロのところ、そもそもテロかどうかわからないとか、原子力規制庁の役割が何なのかというのがありますけれども、これはどうしてもセキュリティも関わることですので、難しい面はありますけど、佐藤課長その辺何かありますか。

○佐藤課長 役所の立場で申し上げますと、政府内でもこういったNBCテロに対するそれぞれの省庁の役割というのは、まだ十分に線引きされているところではありませんし、そういう意味においては私どもの原子力規制委員会、規制庁も、こうした関係省庁の一つとして現在連携調整を行っているところはございます。

ただ他方で、こうしたRNテロに対して、原子力規制委員会で持っているツール、ここではモニタリングとありましたけれども、それ以外にも医療体制というのがございます。そうしたものをどう合理的にもし活用するとするならばやっていくのかというところは、これはこういった所掌に関係なく、少し調査研究というのは必要ではないかというところがございますので、その部分でのテーマというのも十分あり得るというふうに認識しているところでございます。

○伴委員 よろしいですか、どうぞ。

○本間放射線防護技術調整官 テロと限定しないで、今課長が言われたようにセキュリティという僕は言葉はそのほうがいいと思うんですけれども、国際的には今緊急事態の準備と対応というのは、例えばIAEAの文章をとっても、もういわゆる施設ディペンデントな、あるいはラジオロジカルというような部分での発災と、セキュリティによって何か緊急事態が発生するという違いはあっても、その対応についてはEPR、Emergency Puripernesu Responseのことですが、そういう例えばIAEAの基準であればGSRのパート7というのが今、安全要件としてありますが、発災の事象がどういう理由であろうとも、対応する側というのは共通のストラテジー、あるいはそういうスキームの中でやるというのは、国際的な考え方ですから、そのためにセキュリティ事象に対して今、どなたかおっしゃったRNテロか

どうかということもわからないというところから始まって、今課長が言われたようなツールとして、そういうものを整備しておくということは、僕はこういう研究の中では非常に必要なことだというふうに認識しております。

○伴委員　まとめていただいてありがとうございます。結局ここでやろうとしているというか、考えているのは、EPRのことなんですけれども、まず基本は現在の原子力災害対策指針、その枠組みの中できちんと整備をしていくということがあって、それはもうあくまで原子力災害ですけれども、ただそれ以外のテロ等も含めたものにも、当然それは使えるであろうということで、その場合にじゃあどういう展開の仕方が、どういう利用の仕方があるのかというところも対象になるでしょうと、そういう意味合いかと思えます。

ほかございませんでしょうか。どうぞ。

○佐藤課長　先ほど石川委員がおっしゃられたスクリーニングの運用に直結するところで、我々もこの点について現在の基準がややプレーンというか、一義的に書いてあるとしかなくて、他方で実務においてこのスクリーニングのところは、避難においてネックになるんじゃないかというのは、一つ実務的な観点で懸念しているところでありまして、そういう意味でこのスクリーニングポイントの判断というのは、ある意味幅を持たせる。

この幅は決して任意のというんじゃなくて、科学的に見て幅を持たせることができないかという意味での研究というのはあり得るというふうに認識しているわけでありまして。いわゆるスクリーニングをしないがゆえに避難が滞ってしまうというのは、ちょっと言い過ぎかもしれませんが、まさに本末転倒に近いものもありますので、その部分についてはよくよく科学的・技術的側面からいろいろな可能性を検証していくということが大事と、そういう認識でございます。

○伴委員　よろしいでしょうか。それではこの資料1に関しては、一応こういう形でほぼコンセンサスが得られたということで、それを踏まえて議題の2番目、平成30年度の重点テーマの設定についてに移りたいと思います。資料2の説明をお願いします。

○寺谷企画調査官　では資料2に基づきまして説明してまいります。平成30年度重点テーマ案について（案）というのを御覧ください。

1枚おめくりください。2ページにわたって説明してまいります。まず2ページですが、テーマ案(1)としましては、これまでの議論、それから前回までの議論を踏まえまして、大きく二つに整理できると思って整理しているものでございまして、その一つ目ですけども、科学的根拠に基づく合理的な安全管理の実現に向けた調査研究というものです。これ



はもう少し書き下しますと、データが不十分な中であって相当保守的に設定された基準に関し、現在の知見を整理あるいは新たな知見を創出することにより合理的な安全管理に資する基準を設定するための調査研究としております。

例としまして二つ例示させていただきました。短寿命核種の合理的管理（非密封放射性同位元素の飛散率及びRI投与動物の退出基準を含む）のための研究、それから放射性廃棄物の合理的管理（クリアランス制度含む）のための研究等としております。

次のページを御覧ください。(2)です。原子力災害等における公衆防護の実践力向上のための調査研究としております。これも書き下しますと、原子力災害等において、特に多数の被災者に対応しなければならない状況で、原子力災害対策指針等に基づく防護措置の実践的な運用に必要な課題解決型の調査研究とさせていただきます。

課題例としましては、事故初期の被ばく評価のための実践的手法に関する研究、避難退域時検査の実践的な運用のための研究、原子力災害における被ばく・汚染傷病者の医療に関する研究、これはRNテロ等への活用を含むとしております。こちらもこれまで議論ありましたように、まさにオールハザードを考えまして、事態の鎮静化とともに救助から傷病者の医療という話と避難を含めた防護ということがありますので、そちらのことを意識してこのようにまとめておりまして、さらにRNテロへの活用も含むとさせていただいたところです。

これまでの議論を含めましては、大きなものとして我々がやるべきもの、さらに具体的に研究に重要性がありそうなものとして、この二つに整理をさせていただいたものでございます。

事務局から以上です。

○伴委員 ありがとうございます。この資料1、前回議論した内容をベースに、重点テーマ案を事務局のほうでつくってもらったんですけども、テーマといいますか、こういう分野の研究が重要ではないかというものに対して、こちら側のニーズが確かにあるというものを拾うと、主にこの二つかな。それ以外のことはどうでもいいということではなくて、当然重点テーマ以外でも、その他の自由テーマといいますか、そういう形での募集はいたしますので、それはそこに含まれるであろうと。ですから重点テーマとして明示的に設けるのはこの二つでいかなものでしょうかという提案なんですけれども、これについて御意見をいただけますか。

○中村技術参与 このテーマはこれで私は結構だと思うんですけども、今年の場合は課題

例ではなくて、テーマとして書いておられましたんですが、今回例となっているので、他にもいろいろあるけど、これは単なる例であるというふうに読めないでしょうかと思ったんですが。むしろこの中でこういうのは採択しますよという、例という形で書いておいて、それにそのほかというぐらいのほうがいいかなというふうに思ったんですが。

○伴委員 一つには、言葉の使い方の問題があるのかなと思って、「テーマ」というのと、「課題」というのと、その辺が少し整理が必要かなという問題と、あと実際の応募要領みたいなをつくる時に、どんなような書き方になるか、そこをちょっと説明してもらえますか。

○寺谷企画調査官 実は今回、このように今のところ案としている背景としましては、昨年度は時間もなかったこともあるし、逆に行政ニーズの中でもより明確なものがあったので、より細かいものをしっかり指名して、それをテーマというふうに名づけたところだったんです。

実はまさに今、伴委員からあったように、テーマというと普通もうちょっと粒度が大きいものを指すであろうという指摘もあります。我々も言われてみればそうだなと思っていて、まずテーマとして少し粒度を高めたところがあります。それからここに書いてあるものも実は課題の中も、昨年ほどまでには行政ニーズがよりスペシフィックになり切っていないものも多少あるので、幅を持たせるという意味で今回のテーマとして大きく何とかの研究と示して、さらにそれを書き下した上で例と示したというのが今回のやり方。それを含めて、まさに言葉の調整をさらにした上で、応募要項にこれを書いていくことになるというふうに認識しております。ちょっとすみません、すれ違いの回答になっていると思うんですけど、今後そういうふうに進めるということで考えております。

○中村技術参与 例というと（音声抜け）。

○寺谷企画調査官 そうすると例えば昨年度やったのは、ここに書いていないものも採択はするけど、ここに書いてあるのは優先的に採択しますよという書き方をしていたのですが、そこにこの例にあるようなものを優先的に採択しますよみたいなことを書くということになります。当然こちらもまさにそういう書き方も含めてこの例でいいかというのも、ここで合意いただいた上で、もしそれでよろしければ、そういう書き方をしていくということになりますか。すみませんちょっとまだジャストアイデアなところを、出ていませんけど。

○伴委員 私のイメージとしては、結局テーマ案という最初のタイトルがあって、その後

3行程度の説明があるんですけども、仮にここでストップしてしまうと、何を意図しているのかが十分に伝わらないのかなというのがあるって、恐らく募集要項の中ではさらに説明文がつくんだと思いますけれども、その説明文をつけた上で、例えばこんなものが考えられますという形での例なのかなと。

ですから、この例のものしか受け付けませんか、あるいはこの例がプライオリティが高いですか、必ずしもそういうことではないんじゃないか。だから例として挙がってなくても、実際に研究課題として提案があった場合に、ああこれは確かに必要だね、これはいい計画だねということになれば、その優先順位が当然高くなるだろうと思うんですけど、そういう理解でいいんですかね。

○寺谷企画調査官 それはいかようにもできると思います。すみません、私がぱっと優先順位と言いましたが。そのような書き方で全然いいかと思えますし、実際中村先生どうですか、研究者側の立場で、先生が多分危惧されているのは、要は何も書いていないと、それはそれで困りますし、逆に応募されても全然違うのが来ても、無駄な労力をかけさせてしまうのも申し訳ない。反面あまりにこれは限定的に捉えられてはいけないということですよ。ですからじゃあそこは限定的ではないんですよということをしつかり説明するとならば、今伴委員がおっしゃったようなことも両立できるということでもよろしいですか。そのような書き方にしていくということ。

○本間放射線防護技術調整官 私は昨年度は確かに水晶体のものとか、あるいは内部被ばく線量の高度とか、結構規制庁側のニーズというか、限定的に絞っていたんですが、今回第1回目でネットワーク事業から提案されたテーマ、あるいは今日の議論を見ていて、規制庁としてこういうのは取り組んでほしいなという思いはあると思うんですけども、そんなに絞る必要は、私はないと思うんですけども、特に今言われたように、この書き方としては、僕はテーマの名前の次の3行ぐらい書いてあるところです。そこを事務局としてはきっちり書いてもらって、むしろ応募者に幅広くそういうテーマで提案をしてもらうという方向のほうがいいんじゃないかというふうに理解していますけれども。

○伴委員 これはほかの委員の方にもちょっと御意見を伺いたいんですが、多分書き方の問題があって、こういうふうに研究課題例としてしまうと、何か非常に特定されるイメージがあるのであれば、この課題例に相当するものも説明文の中に入れてしまうというようなやり方もあると思うんです。つまり今3行の説明で書いているところをもうちょっと文章として膨らませるのであれば、その中にこういう例も盛り込んでしまって、要はこんな

ものを求めていますよというようなやり方もあるかと思うんですが、どうでしょう。中村先生。

○中村シニアアドバイザー 今の点なんですけれども、実は事前に読んでいて、これ例だったので、これでいいんだと思っておりました。

ここには言ってみると安全管理全般的にいろんなことがあって、守られるデータが不十分な部分について、より高度な成果が出れば考えていきたいと、こういうことだと思うんですけど。その中で例として、「短寿命核種」というのが限定されちゃっているんです。これがもしも例じゃなかったら、ちょうど昨年度も短寿命 $\alpha$ というところもありましたので、応募する側読んだ人は、ああまた短寿命かと。その中にここに「クリアランス」という言葉が出てくるんで、非常に逆に言うと誤解を招くので、そこは例だからいいと思ったんですが。括弧がありますよね。(含む)と。こうじゃなくてまだいっぱいあるかと思うんで、そこら辺がわかりやすくするように。そのための例という案だったと思うんです。それはそれでいいと思っておりますが。

○高橋准教授 はい。こちらにある部分は私も例でいいと思うんですが、逆に今年どうしてもやらなければ、やっぱりもう手をつけるべき課題でもあれば、これと別に出したほうがいいのではないか。先ほどの議論ですと例えばスクリーニングに関する部分というのは、前回の議論等でもかなり規制庁さんとしてもニーズがあるのかなと。そうしますとこういう例というよりは、もうそういうものはそういうもので出してほしいというのがわかるような形の公募にされるのがいいんじゃないかなというふうに思いました。

○伴委員 ほか、いかがですか。

○中村技術参与 今年は応募課題が $\alpha$ 核種と限定されていたので、特に例えば核医学分野からは、短寿命の $\beta$ 核種も含めて、しかも動物もイヌ、ネコだけじゃなくて、限定しているのをもっと広げてほしいとの要望があります。これは前に私が言いましたように審議会のときにわからないから限定しちゃっているわけで、それを広げたいということで、だからそういう意味で、今年はぜひ採択してあげたほうがいいのではないかなと私は思ったものですから、それで例でもいいんですけれども、去年みたいにもし重点テーマとして挙げられるのならば、こういうのは重点テーマにさせていただいたらいいのかなというふうに思って発言をいたしました。

去年要するにそういうのを採択したかったということもありまして、これは進めていただくほうがいいのではないかなと私は思いました。

○中村シニアアドバイザー 中村先生がおっしゃるのはまさにそのとおりで、去年の例を私先ほども出しましたが、やはり初めてのテーマの中で短寿命 $\alpha$ 、それをまさに核種もほとんど限定できるようなところであったわけです。それについて従来の長い、例えば $^{226}\text{Ra}$ とかAmと同じようにしては、ちょっと不合理ではないかというところがテーマだったので、今年はそうではないんですということ、少なくとも例であっても短寿命核種とか、そういうことではなくて、もう少しわかるようなこと。ここに括弧で（動物の）と書いてあるんですけれども、それはもう、もしも例ならば、そこをもっと具体的に書いてもいいかなというふうに思います。別紙でもいいと思います。

○伴委員 確かに今年度の書き方が、むしろ特異的であったのかなという感じがします。相当重点テーマというのを限定的に設定した。それはある意味規制庁側としてそれが喫緊の課題であるという認識があったので、そこまで特定できたわけなんですけれども、一通りそれで具体的な研究がスタートして、じゃあ残る課題は何か、もちろんたくさんあるんですけれども、そうすると今度はあまりにもスペシフィックにしてしまうと、かえって必要なものを排除してしまうのじゃないかということで、もう少し大きくくりにする必要があるだろうというのが、今回の提案なんです。

ですから重点テーマとしては、今年度に比べると相当大きくくりになっているんですけれども、それでもやはり我々としてニーズはこういうところにあるというところがあるので、それを例として提示している。ただほかのものを排除するものではありません。だからその辺のニュアンスを正確に伝えるためにどうすればいいのか、これは本当にこういう例としてタイトルをリストアップしてしまうというのがいいのか、それとも、もうちょっとふわっと書くのがいいのか、本間先生。

○本間放射線防護技術調整官 私が今までやってきた安全研究の例でいうと、ここまでスペシフィックに書かれるとよくないです。そこに引っ張られちゃうから。だからある意味例よりも領域的などころで書いてもらったほうが、応募する側の方がやりやすいんじゃないかなと思います。もちろんこのスペシフィックなやつを狙っている人はこれのいいかもしれないですけど。

○伴委員 佐藤さん、どうぞ。

○佐藤課長補佐 私から申し上げるのは、内容に関する本質的なことではなくて、むしろ若干役所の都合的などころを補足しておいたほうがいいかなと思ったんですけれども、昨年度の違いとして今年議論を少し前倒しに期間をしている関係で、現在ちょうど役所のほ

うで来年度の予算要求、当初並行でやっておりました、スペシフィックに書くことによって数がたくさん増えてくると、来年度の予算次第で選定の選び方が少し複雑になるかもしれないとなると、個人的にはどちらかという重要な我々のものは提案として上がってくるようにしつつ、その中でのテーマとしては多少抽象的で、ただ必要なものが出てくるといふうに書いておいたほうが安全なのか。ちょっと本質的ではないですけども、一応補足として述べさせていただきます。

○伴委員 今の点も、これは役所の都合と言われればそうなんですけれども、結構重要な点で、例えばRIの合理的な管理のところ、先ほど来飛散率ということが話題になっていますけれども、特定の核種の特定の使用形態の飛散率を徹底的に極めますと言われても、それだけでは話が済まないわけです。どれだけ一般化できるかというところが重要なので、我々としてはじゃあある新しいアプローチをとることで、全体的に合理性が追求できるよということであれば、そういうテーマは積極的にとりたいと思うんですが、本当に特定のものだけを極めるというのは、逆にとりにくい。だからそういったテーマはむしろ排除したいというのが本音なんです。だからそういった前提も踏まえて、募集要項、どう書きますか。

○寺谷企画調査官 今いただいた意見を踏まえると、恐らくまさにくっきり書くべきところ、それから例示するならしなきゃいけないし、他方排除し過ぎてもいけないということですね。とにかく求められているファンクションは、今大体合意できたと思っているので、それを書くには多分三つあって、一つはこれ自体の書きぶり例示するか、文書にするかという当然あるし、多分きっと去年との違いとか、そういうこれはどんどん進化しているんだということも含めて、少し背景を説明してさしあげるのがよかろうと思います。それからあとはQ&Aとか、説明会もうまく組み合わせてやればいいのかと思いますので、公募要領そのものの書きぶりと、その前に書く前段のところの文章の書きぶりをまず工夫するのと、それからQ&Aや説明会を徐々に組み合わせるということで対応できたらなと思いますけども、どうにか今ので頑張っ、あとは作文してみて、見た目はどうかという問題になるかと最後は思うんですけど、そんな感じで進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○伴委員 じゃあその辺は行政官のスキルをフルに発揮していただいて、そのようにするという事でよろしいですか。

それでは30年度の重点テーマに関しては、こういった大きくくりの二つのものを設けて、

もちろんそれ以外にも、本間先生、何かありますか、どうぞ。

○本間放射線防護技術調整官 個別に発言したかったんですが、それは(2)のほうなんですけど、これ私事前に資料見せていたんですけども、そのときコメントするのを忘れたんですが、表題のところに公衆防護に限定し過ぎちゃったというのが、福島後、もちろん作業員といってもオンサイトだけじゃなくて、今回広くレスポンドラーという領域が広がっていますから、そこも排除しないようなネーミングにちょっと配慮していただければなというふうに思います。

○伴委員 つまりそれはオンサイトではなくて、オフサイトの一般公衆プラス例えば消防であったり、警察であったりというレスポンドラーまで含めて、テーマを設定すべきだということでしょうか。

○本間放射線防護技術調整官 オンサイトも排除しなくてもいいんですけども、作業員、公衆、人の防護という観点から、特に排除する必要は僕はないと思うんですけど。

○伴委員 そうしますと、ポイントとしては今本間先生おっしゃった人の防護ということですね。人の線量評価であり、人の医療措置が必要であれば医療でありという、とにかく人を守るための実践的な研究という。事務局そういうことでよろしいですか。

○寺谷企画調査官 はい、そのようにします。ちょっとまた個別に御相談させてもらいたいと思いますけど。多分「公衆」と書いたときの捉え方が人によって少し違ったりしていると思うので、その辺も含めてわかりました。

○佐藤課長 行政の実務をあずかる身としては、私が前回発言して、この資料のあちらにも載っていますけども、いわゆる確かに公衆防護に例えば愛玩動物が入るのかというのは、いろいろと問題が大きいかなと思います。そここのところは強いて申し上げると、「公衆」を外していただくと少し間口が広がるのかなと。要は愛玩動物に対するいろいろ意見あるかなと思います。そこに対してのアプローチの仕方として、一つこういった調査研究というものも一つあり得るのかなという意味においては、ここで排除するというのも、それだけの理由があるのかなというので、意見させていただきました。

○寺谷企画調査官 そうしたら原子力災害時における放射線防護の実践力向上という感じでいけば、包括的でよろしいかなと思います。どうですか。それでは今度は広がり過ぎてしまうイメージがあるのであれば別かな。「放射線防護」という言葉も、多分人によって少しまた捉え方が、結構スコープが違ったりしますので、なかなか公衆とか防護とか、その辺のスコープの違いが大きいような気もしているんですけど、どうしましょう。あまりこ

こで各論的に議論するか、あとは引き取らせてもらってどうにかするかと思っているんですけども。

○伴委員 多分言葉の問題を議論し出すと、堂々めぐりになっていって、今寺谷さんがおっしゃったように、放射線防護といったときにイメージするものが人によって違うし、さらに被ばく医療といったらもっと違っちゃうので、大事なことは誤解を生じないようにすることだと思います。だから含まれるべきものが何か上がってこなかったりとか、あるいは的外れなものが来たりということのないようにするということですので、だから今ここで恐らくコンセンサスが得られたのは、原子力災害時の対応に関するプラクティカルな研究であるということと、環境中のどうのこうのということではなくて、人の防護、人を守るということに関して何が必要か、何ができるかというところを重点テーマとして設定したいということでしょうか。よろしいですか。

○寺谷企画調査官 ペットもきっと動物というよりは人寄りの扱いをしているから、ペットを「愛玩動物」と呼ぶわけであって、きっとそれも含めて誤解が生じないように説明します。

○伴委員 愛玩動物をどう捉えるかというのは、それはまた難しい議論なんですけれども、ただ愛玩動物のことが全く考えられていないがために、防護措置、避難に支障を来してしまうとか、そういうことになるとそれはよくないので、そういう枠組みの中でもし必要ならば、当然そういう検討も行うべきだろうということですか。いいでしょうか。

では、そういうことにさせていただいて、ちょっと表現はさらにブラッシュアップする必要がありますけれども、この二つの重点テーマを次年度設定した上で、募集をかけたいと思いますが、相当作文が必要になります。その作文したものは改めてこの会議を開いてということではなくて、事前に委員の皆さんにはお目通しいただいて、御了解いただくという手続になりますか。

○寺谷企画調査官 はい。そのように進めさせていただけるのであれば、そのように進めたいと思いますが、よろしいですか。

○伴委員 ちょっと時間的に改めてまた会議を招集してということになると厳しいので、申し訳ないのですが、そういう進め方でよろしいでしょうか。

ではそのようにさせていただきます。

本日用意しました議題は以上ですけれども、じゃあ今の点も踏まえて、今後のスケジュールをちょっと確認したいと思うんですが、今日重点テーマをここで一応内諾を得られて、



実際にこれを最終決定するのは原子力規制委員会の席ということになります。だから段取りとしては募集要項の案も含めて事務局のほうでつくって、それを各先生方に御確認いただいて、それをベースにして原子力規制委員会で議論をして、最終的にゴーサインを出すということになるかと思えます。

それとあと今年度初めていろいろ運用面で改善すべきことも出てきているんじゃないかと思えますが、それを踏まえてもう少し具体的なスケジュールを事務局から説明してもらえますか。

○寺谷企画調査官 まずスケジュールに関しましては、参考資料2を御覧ください。こちらは前回9月12日のこの研究推進委員会でお出しさせていただいたものでした。今、伴委員から御説明いただいたように、まず当面ここ1~2カ月の進め方に関しては、具体的なスケジュールのところ、9月12日のところ、10月上旬目途に、まさにこの重点テーマの策定をし、10月中に原子力規制委員会で重点テーマを設定するということになります。

さらに平成30年、年を明けてからどうするかなんですが、ほかの研究事業と横並びということもありますので、1月目途に公募を開始し、4月から研究事業を開始できるようにしたいということです。そのためにはまさに今年度は予算全て終わってから全て始めたのですが、4月1日からこのような研究事業が皆様方、研究者にとって始められるように公募採択契約手続をどんどん前倒しで実施していきたいと思っております。あわせて、既に公募要項自体当然今回の重点テーマのことも含めますし、幾つか改定手続上の技術的な修正を行って、より使いやすくするであるとか、それからもしかしたら皆様から意見をいただくかもしれませんが、研究者の重複応募のことなども少し踏まえて、何かやっていけたらなというふうに今、考えているところでございます。よろしいでしょうか。

○伴委員 何か確認事項ございますか。今ちょっと説明がありましたけれども、今年度の募集に関しては、特に重複の応募は何も言わなかったんです。ですから実際重点テーマとネットワークで重複で採択された方がいるんですけども、それは全く毛色が違うので、特に問題はなかったかと思えますが、次年度からは同じ研究者が複数のテーマについて、特に代表者で採択されるというのはやはりよくないだろうと思えますので、その辺りに制限をかけていくべきかという、そういう趣旨です。

本日の議論は以上ですけれども、何かございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、次回の委員会のスケジュールはどうなりますか。

○寺谷企画調査官 次回の推進委員会につきましては、年明け、つまり来年度公募実施し

た後に、採択に関する議論をしていただければと思います。それから今年度採択している事業の継続について議論を行うことを予定しています。あわせて我々ここの委員会でない、評価委員会というものもやらなければいけませんので、その辺りの兼ね合いもございます。詳細につきましてはまた別途、委員の皆様にご連絡いたしますが、年明け目途にやりたいと考えているというところでございます。

○伴委員 この委員の先生方の任期というのはどうなっているんですか。

○寺谷企画調査官 すみません。手元に資料があれですが、1年間にしていたはずで、1年間です。申し訳ありません。手元に資料がないのですが、そのようになっております。

○伴委員 つまり、とりあえず今年度終了するまでで、その後更新はあり得るということによろしいのでしょうか。

○寺谷企画調査官 私たちとしましては、特段の皆様委員の先生方がこのままやっていたら、そのままやっていたきたいという気持ちがありますが、あとは事務的な手続をしていくということになるかと思ひます。

○伴委員 ただその前提として、委員の先生方がこの研究課題に応募しないという前提があるわけですね。

○伴委員 ですね。だからもしも、いや私は応募したいということであると、当然そこはまた考え直さなければいけない。

○寺谷企画調査官 そのとおりでございます。

○伴委員 ということですので、別に暗にプレッシャーをかけているわけではないんですけども、そのように御理解いただければと思います。

では本日はこれで終了したいと思います。委員の皆様におかれましては、活発な御意見ありがとうございました。